

重点的な取組、共通的な取組

令和5年度の調達改善計画										令和5年度上半期自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日~令和5年9月30日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標(原則、定量的に記載)	取組の進捗	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント			
												定量的	定性的						
本庁の取組																			
○	一者応札及び随意契約の改善		(一者応札の改善) ・一般競争入札においてより高い競争性を確保するため、新規事業者への声かけ、十分な入札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査とその要望の反映等の取組を実施し、より多くの業者が参加できるように改善を図る。	競争性のある契約方式が形の上だけでとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27	前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和5年度中	A	H27	一者応札を改善するため、昨年度に引き続き、次の取組を実施した。 ・複数事業者参入に向け、情報発信に取り組んだ。 ・入札不参加者から可能な限り辞退アンケートを徴取して辞退理由を考慮し、次回以降の契約に反映できるように努めた。 ・新規案件等必要に応じて入札説明会を実施した。	A	・前年度一者応札であった案件について、新規事業者への積極的な声かけにより、7案件において複数業者応札が確保された。 <令和4年度上半期> 一者応札解消件数・・・2件 <内訳> 物品購入 1件 電力調達 1件 その他役務 5件 ・24案件について、延べ33者からアンケートを徴取した。 <令和4年度上半期> 18案件、延べ19者よりアンケート徴取	・過去と同案件及び同種案件への参加業者等に対して公開済みの調達情報を積極的に発信することにより、複数業者応札となった。 ・アンケート調査により、改善に向けた方策を検討することができた。	-	・より高い競争性確保のため、新規事業者への声かけ、入札公告の掲載期間の延伸、十分な履行期間の確保、仕様の見直し、必要に応じて入札説明会の実施、入札不参加者へのアンケート調査とその要望の反映等、改善に向けた取組を根気強く継続していく必要がある。	・引き続き、競争性の確保に向けた取組を推進する。		
			(公募の活用) ・一般競争契約において一者応札となった案件などについて、実質的な競争性を確保するための取組を実施の上、改善されない案件について随意契約に移行する場合は、公募を行うことにより競争性及び透明性を担保するとともに、価格交渉により経済性を確保する。	競争性のある契約方式が形の上だけでとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H29	対象案件について全て実施する。	令和5年度中	A	H29	・公募を実施し、複数の参加意思が確認できた場合は競争入札を実施し、随意契約によることとなった場合は、見積価格を精査し、価格交渉を実施する等競争性の確保に努めた。	A	・公募の実施により、83件の契約を締結した。 <令和4年度上半期> 公募実施件数・・・72件 ・随意契約において、価格交渉を実施した結果、31案件において契約金額が初回提示額より削減された。(約5.2億円) <令和4年度上半期> 13案件(約800万円)	-	・一般競争契約において一者応札となっている案件のうち、特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれる案件については、公募を実施し、随意契約への移行の可否について検討していく必要がある。	・引き続き取組を実施し、随意契約に移行する場合は、競争性・経済性の確保に努める。 ・随意契約による場合は、実績価格、市場価格等を参考に見積価格を精査することにより、競争性の確保に努める。			
			(一者応札及び随意契約の改善) ・警察装備品について、過去に同内容の契約において一者応札となった案件や当該物品を提供できる者が一者である想定される場合について、実質的な競争性を確保するための取組を実施の上、改善されない案件について随意契約に移行する場合は、公募を行うことにより競争性及び透明性を担保するとともに、価格交渉により経済性を確保する。	一者応札の割合が多い事業について、重点的な見直しをする必要があるため。	A	H29	対象案件について全て実施する。	令和5年度中	A	H29	・入札参加可能事業者の調査及び調達案件の情報発信により新規の応札者の開拓に努めるとともに、随意契約による場合は公募を実施し、価格交渉を行うことにより、競争性の確保に努めた。	A	・随意契約において、価格交渉を実施した結果、19案件において契約金額が初回提示額より削減された。(約1.4億円)	-	・応札可能事業者の調査、調達スケジュールや仕様の見直し等改善に向けた取組を実施し、随意契約による場合は、実績価格、市場価格等を参考に見積価格を十分精査し、価格交渉を行っていく必要がある。	・引き続き、一者応札改善のための取組を実施し、随意契約による場合でも競争性・経済性の確保に努める。			
			(少額随意契約の改善) ・少額随意契約案件においてオープンカウンター方式を積極的に採用することにより、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。	少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27	少額随意契約案件については、原則としてオープンカウンター方式を採用する。	令和5年度中	A	H27	・少額随意契約案件は、原則オープンカウンターを実施し、競争性の確保に努めた。	A	・オープンカウンター方式により134件の契約を締結し、少額随意契約案件の競争性の確保に努めた。 <令和4年度上半期> 実施件数・・・126件	-	・オープンカウンターの実施には十分な公告期間を確保する必要があるため、計画的な調達スケジュールを組む必要がある。	・要求原課と契約部門が緊密に連携し、引き続き積極的な活用を努める。			
○	調達改善に向けた審査・管理の充実		(一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化) ・要求原課と契約部門の間で緊密に連携をとり、事前・事後審査を実施する。 また、一者応札となった個別の案件及びその要因について一覧を作成し、公表する。	高落札率で一者応札が複数回継続している案件、一者応札が予想される案件を対象に実施するとともに、一者応札一覧表を作成し、公表する。	A	H29	高落札率で一者応札が複数回継続している案件、一者応札が予想される案件を対象に実施するとともに、一者応札一覧表を作成し、公表する。	令和5年度中	A	H29	・令和5年度上半期において一者応札であった56案件について、事後審査を実施した。 <令和4年度上半期> 70案件について事後審査を実施	A	-	・一者応札となった原因について、要求原課と契約担当課において情報共有が図られた。	・審査にあたっては、次回調達において改善が図られるよう、一者応札となった要因を多角的に検証し、実効性のある審査を実施する必要がある。	・審査結果を分析し、担当者間で共有の上、引き続き一者応札改善に向けた取組を実施する。			
			(外部有識者の活用) ・調達改善計画の策定、自己評価実施の際に警察庁会計業務検討会議の委員に意見を求める。 また、会計業務検討会議において個別の契約案件について、その契約方式等に関し意見を求める。	年2回実施する会計業務検討会議において、個別の契約案件に関し、その契約方式等について、外部有識者による審議を行う。	A	R5		令和5年度中	A	R5	・外部有識者や警察庁会計業務検討会議の委員の意見を積極的に取り入れ活用できるよう情報共有を徹底した。	A	-	・警察庁会計業務検討会議において、個別案件について、具体的に効果的なアドバイスを頂くことができ、今後の契約締結時における改善検討が可能となった。	-	・引き続き、意見を積極的に取組計画策定等への活用を推進する。			
			(情報共有) ・調達改善計画の自己評価結果や外部有識者からの意見等について情報共有を図る。	成果を得られた取組や外部有識者の意見等について情報共有を図り、調達改善の取組の定着化を図る。	A	R5		令和5年度中	A	R5	・コロナ情勢等を踏まえた、調達事務のデジタル化を推進 ・政府共通インフォメーション掲示板における調達改善に係るノウハウの共有について情報発信	A	・電子メール等による見積書等の徴取を実施した。	-	-	・引き続き、情報共有を徹底し、調達事務の改善を推進する。			
○	調達事務のデジタル化の推進		(調達事務のデジタル化) ・競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者負担軽減に資するため、電子調達システムによる電子入札、電子契約について、更なる利用の促進を図る。 また、地方支分部局への電子調達システムの導入について検討を行い、運用拡大を図る。 ・見積書や請書等の書類について、電子メールによる提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図る。 ・案件の内容・性質等諸般の事情を加味し、必要に応じて入札説明会等をオンラインで開催する。	電子入札件数及び電子契約件数については、前年度実施件数を上回る件数を目指す。	A	R4		令和5年度中	A	R4	・一般競争入札については、可能な限り、電子調達システムによる電子入札を可能とし、電子調達システムの更なる利用の促進を図った。また、電子契約についても、事業者への働きかけを行い、利用の促進を図った。 ・引き続き、見積書や請書等の書類について、電子メールによる提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図った。	A	・一般競争入札案件203件のうち、191件(94%)を調達ポータルに掲載することで電子入札を可能とした。 本庁において、電子入札率は昨年度上半期55%(90件/164件)から54%(104件/191件)で横ばいだったが、電子契約率は昨年度上半期1%(1件/90件)から21%(22件/104件)に大幅に向上した。	・調達ポータルを利用した調達情報の掲載により、事業者の資料入手を容易にし、幅広い事業者の競争参加につながった。	・電子契約が煩雑なものだと誤解している事業者もあり、電子契約のメリットを根気強く周知していく必要がある。	・引き続き、調達事務のデジタル化に向けた取組を推進する。			

令和5年度の調達改善計画								令和5年度年度上半期自己評価結果 (対象期間: 令和5年4月1日～令和5年9月30日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成 予定時期						定量的	定性的			
地方の取組								地方の取組									
○		一者応札及び随意契約の改善	<p>[一者応札の改善]</p> <p>・一般競争入札においてより高い競争性を確保するため、新規事業者への声かけ、十分な入札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査とその要望の反映等の取組を実施し、より多くの業者が参加できるよう改善を図る。</p>	<p>・競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。</p>	A	H27	<p>・前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。</p>	令和5年度中	A	H27	<p>一者応札の改善方策として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札案件の周知 ・ 調達時期の見直し ・ 仕様の見直し ・ 公告期間の延長 <p>について重点的に取り組み、その効果について測定した。</p>	A	<p>・ 令和4年度中に一者応札となり、令和5年度中に同種の入札があったもののうち約24%の契約で一者応札が解消された。</p> <p><一者応札解消件数(総数)> 令和5年度上半期 33件(140件) (解消率 23.6%) 令和4年度上半期 40件(141件) (解消率 28.4%) → 令和4年度上半期比△4.8%</p>	<p>・ 各種改善方策により、新規応札業者が漸増し、競争性が向上した。</p>	-	<p>・ 複数年にわたって一者応札が継続している案件であったため、改善が困難な案件が多数見受けられる。</p> <p>・ 物価や人件費の高騰、コロナ禍における製品の確保などにより業者が限定され、一者応札となる場合がある。</p>	<p>・ 案件に応じ、入札案件の周知、時期の見直し、仕様の見直し等、多面的な視点からの検討を根気強く継続していく必要がある。</p> <p>・ 情報収集に努めるとともに、新規業者の開拓を継続して実施していく必要がある。</p> <p>・ 準備期間が不足したため応札を見合わせた業者があったため、早期に公告することにより公告期間、契約締結日から履行開始日までの期間を十分に確保する必要がある。</p>
							<p>【入札案件の周知】</p> <p>・ 過去に近似した入札に参加している業者や、近隣官署の同種入札に応札している業者等に、入札公告内容を広報するなどし、応札業者数の拡大を図った。</p>				<p>・ 一者応札解消件数 26件</p> <p>・ 削減金額(予定価格比) 117,114千円</p>	-	<p>・ 新規参入業者が受注するなど、例年同種の契約を締結している案件でも、従前の業者との競争性が高まった。</p> <p>・ 公告と併せて、入札参加資格確認資料、様式等をホームページ上に掲載することにより、入札参加資格確認資料を受領するための来庁が不要になり、応札者の負担が軽減され参入しやすい環境となった。</p>	-	<p>・ 入札参加資格の取得方法等の説明が必要な業者がいることが判明した。</p>	<p>・ 入札説明会を実施する等、入札参加手続きや仕様等について応札希望業者に対し十分な説明を実施する必要がある。</p>	
							<p>【調達時期の見直し】</p> <p>業務に支障の無い範囲で過去の事後審査等で把握した業者の繁忙期等を避けた調達時期とすることで、応札業者の参加意欲の向上を図った。</p>				<p>・ 一者応札解消件数 2件</p> <p>・ 削減金額(予定価格比) 2,816千円</p>	-	<p>・ 複数業者からの応札があり、競争性が高まった。</p>	-	<p>・ 不定期なもの、突発的な契約等には対応できない。</p>	<p>・ 案件ごとに適正な調達時期を不断に見直ししていく必要がある。</p> <p>・ 外的要因についても検討する必要がある。</p>	
							<p>【仕様の見直し】</p> <p>同等品等の参入機会を拡大するため、仕様要件について、緩和可能な箇所がないか要求原課と精査を行う、履行範囲が広範すぎる場合は範囲を限定する等の仕様の見直しを実施し、応札機会の拡大を図った。</p>				<p>・ 一者応札解消件数 3件</p> <p>・ 削減金額(予定価格比) 718千円</p>	-	<p>・ 仕様の見直しにより、新規業者の入札参加意欲が向上し、競争性が高まった。</p> <p>・ 入札実施期間を前倒しすることで十分な納期を確保できる仕様に見直すことができた。</p>	-	<p>・ 仕様の見直しにあっては、競争性の確保と実効性の確保について十分に検討する必要がある。</p>	<p>・ 過去に見直しを行った案件であっても、業者からの聞き取りや調達により達成すべき目的の精査を行うことにより、仕様上の改善点等を発見することができる。</p>	
							<p>【公告期間等の延長】</p> <p>公告期間や履行期間等を従前よりも延長し、業者の目に触れる機会や、新規参入業者が必要な準備期間を取ることができるようにし、入札参加意欲の向上を図った。</p>				<p>・ 一者応札解消件数 2件</p> <p>・ 削減金額(予定価格比) 6,599千円</p>	-	<p>・ 公告期間を従前よりも延長することで業者の検討・準備期間に余裕が出るため、業者の入札参加意欲が向上し、競争性が高まった。</p>	-	<p>・ 公告期間等の延長により新規参入業者の増加の可能性があるかどうか、事前に効果を検討する必要がある。</p>	<p>・ コロナ禍では納期を通常よりも長く要する場合があるため、業者からの聞き取りに基づき適正な納期を設定する必要がある。</p>	

令和5年度の調達改善計画								令和5年度年度上半期自己評価結果 (対象期間：令和5年4月1日～令和5年9月30日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期						定量的	定性的			
			[少額随意契約の改善] ・少額な随意契約案件への対応として、オープンカウンター方式を積極的に採用し、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。	・少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27	・前年度におけるオープンカウンター方式の実施件数を上回る件数を旨とする。	令和4年度中	A	H27	・少額随意契約案件のうち、各官署の実情に応じた条件を設定して、オープンカウンター方式による調達を実施した。	A	・全119官署のうち、111官署でオープンカウンター方式を導入し、合計951件で採用した。 <実施数> 令和5年度上半期 111官署・951件 令和4年度上半期 110官署・861件 →令和4年度上半期比 +1官署・+90件	・競争性・透明性が向上した。 ・新たに官公需対象の業者や遠隔地の業者等からの応札があった。 ・業者選定の手間が省ける等、見積書徴取に係る事務の簡素化が図られた。 ・従来からの実績業者に対しても競争意識を持たせる効果があった。	-	・業者の目に触れることが大前提のため、ウェブサイトだけではなく各種機会を通じて継続的に周知を図る必要がある。 ・公告期間等を長めにとる必要があるため、調達までに従来よりも時間を要する。 ・新規参入業者の増加に伴い、履行能力の有無の判断に迷う者からの問い合わせも増えており、確認作業に時間を要している。	・制度の浸透を図るため各種機会を通じて業者に周知するほか、計画的な調達可能な案件については、公告時期を一定にする、複数案件をとりまとめて公告するなど検討する必要がある。 ・業者が案件掲載しているホームページを定期的にアクセスする習慣がないことから、積極的に声掛けを行う必要がある。
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	[一者応札の事前審査及び事後審査の実施及び強化] ・同種案件で複数回にわたり一者応札が継続している案件について、要求原課と契約部門の間で事前審査を実施する。 ・一者応札となった案件について、入札辞退者に対し、可能な限りアンケートや聞き取り等の事後審査を実施する。 ・一者応札となった個別の案件及びその要因について、一覧表を作成し、公表する。		A	H29	・対象案件がある全所属による実施を目指す。 ・高落札率で一者応札が複数回継続している案件を対象に実施するとともに、一者応札一覧表を作成し、公表する。	令和4年度中	A	H29	【事前審査】 ・継続して一者応札となっている契約案件を中心に対応可能業者の調査、参入可能性、仕様要件及び入札参加資格要件等について、要求原課と検討を行った。 【事後審査】 ・入札説明会に参加したもののうち、入札を辞退した業者に対し、 ・アンケート票 ・聞き取り調査等を実施し、次回契約の参考とした。 ・業者からの聞き取り結果等を参考に、要求原課との検討会を実施した。	A	・9官署において15件の事前審査を実施した。 <実施件数> 令和5年度上半期 9官署・15件 令和4年度上半期 9官署・16件 →令和4年度上半期比 +0官署・△1件	・一者応札となっている要因、参加可能業者の調査、仕様要件等について要求原課と検討を実施し改善に向けた各種方策を実施できた。	-	・特殊な資機材の調達に係る契約では、仕様上の要件が厳しく、仕様の見直しに困難であることから、結果的に入札参加者が限られる場合がある。 ・審査の結果、入札参加資格等級の緩和や声かけを実施したが、結果的に一者応札となった案件があった。	・一者応札となる蓋然性が高い専門的な契約については、公募等を活用し、潜在的な取扱可能業者の発見に努める。 ・近隣所属で契約実績のある有資格者に声かけするなど引き続き新規参入への取組を実施していく必要がある。
										R2	【一者応札一覧表の公表】 ・一者応札案件について一覧表を作成し、ウェブサイト公表する。	A	・全119官署のうち、49官署において一者応札一覧表を作成し公表した。 ・20官署で今後公表予定 ・32官署は対象案件なし	・一者応札一覧表を作成することで、一者応札案件を的確に把握することができ、問題点の整理や改善策の検討に活用できる。	-	・一者応札一覧表を公表して業者への周知を図るだけでなく、事前審査等の資料として効果的に活用していく必要がある。	・複数回一者応札となっている案件等については、積極的に一者応札一覧表を作成し、案件のリスト化や要因分析による一者応札改善に取り組む。
	○	調達事務のデジタル化の推進	[調達事務のデジタル化] ・見積書や請書等の書類について、電子メール等による提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図る。 ・案件の内容・性質等諸般の事情を加味し、必要に応じて入札説明会等をオンラインで開催する。		A	R4	・対象案件がある全所属で実施を目指す。	令和4年度中	A	R4	【調達事務のデジタル化】 ・契約等の手続きにおいて、業者から徴取する見積書等について押印を省略する。 ・見積書等について、電子メール等による徴取を可能とする。	A	・全119官署のうち、全官署において見積書等の押印省略を実施した。 ・全119官署のうち、111官署において電子メール等により見積書等(見積書、請書、支払請求書、納品又は役務の完了を確認する書面)を徴取している。 ・全119官署のうち、7官署において入札説明等をオンライン等で実施した。	・メールによる見積書等の提出を可能とすることで、来庁に伴う業者の負担軽減及びコロナ感染リスクの軽減ができた。 ・遠方の業者については、入札説明書一式を電子メールに送付し、留意点を電話で説明し、業者の来庁する負担を軽減できた。	-	・書類等を期限内に提出するため、メール等により早期に入札説明書を手入できるように要望する業者がいた。 ・情報セキュリティの関係上、外部とやりとりできる端末が限定される。	・書類の押印省略や見積書等のメールでの提出について、業者に対し広く周知していく必要がある。

その他の取組

令和5年度調達改善計画		令和5年度年度上半期自己評価結果（対象期間：令和5年4月1日～令和5年9月30日）																																	
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)																																	
		定量的	定性的																																
<p>[共同調達等の有効活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、対象品目及び組織の見直しを検討する。 	継続	<p><一括調達></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「庁舎管理用消耗品」 ※単価は税抜 一般競争入札を実施した。（契約は前年度と同事業者。） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>(増減)</td> </tr> <tr> <td>トレットペーパー</td> <td>50円</td> <td>62円 (+ 12円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蛍光灯(Hf)</td> <td>465円</td> <td>460円 (△ 5円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蛍光灯</td> <td>445円</td> <td>715円 (+270円)</td> <td></td> </tr> </table> ・「複写機用紙」 ※単価は税抜 一般競争入札を実施した。（契約は前年度と同事業者。） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>(増減)</td> </tr> <tr> <td>A 4</td> <td>1,203円</td> <td>1,708円 (+505円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A 3</td> <td>1,444円</td> <td>2,050円 (+606円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 4</td> <td>1,819円</td> <td>2,583円 (+764円)</td> <td></td> </tr> </table> 		R4	R5	(増減)	トレットペーパー	50円	62円 (+ 12円)		蛍光灯(Hf)	465円	460円 (△ 5円)		蛍光灯	445円	715円 (+270円)			R4	R5	(増減)	A 4	1,203円	1,708円 (+505円)		A 3	1,444円	2,050円 (+606円)		B 4	1,819円	2,583円 (+764円)		-
			R4	R5	(増減)																														
トレットペーパー	50円	62円 (+ 12円)																																	
蛍光灯(Hf)	465円	460円 (△ 5円)																																	
蛍光灯	445円	715円 (+270円)																																	
	R4	R5	(増減)																																
A 4	1,203円	1,708円 (+505円)																																	
A 3	1,444円	2,050円 (+606円)																																	
B 4	1,819円	2,583円 (+764円)																																	
		<p><令和5年度上半期新規項目></p> <ul style="list-style-type: none"> 1項目新規追加（1官署） ・レンタカーの利用業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調達により契約事務を一元化したことにより、契約事務担当者の負担軽減、業務効率化を図ることができた。 ・他官庁の担当者と共同調達の事前調整を行うことで、他契約についても情報交換を実施することができた。 																																
<p>[クレジットカードの利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少額随意契約案件におけるインターネット取引による物品調達や光熱水費等の公共料金の支払いについて、クレジットカード決済の利用拡大を図る。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度上半期では、書籍の購入において1件の取引を実施した。 <p><令和4年度上半期></p> <p>実施件数…8件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードを利用したインターネット取引を実施することで手続の効率化が図られた。 																																
		<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費、ETCカード利用料の支払いに活用した。 <p><令和5年度上半期></p> <p>実施官署…9官署（令和4年度上半期 7官署）</p>	-																																
<p>[政府調達セミナーの開催]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省主催の共同の調達セミナーに参加するほか、警察庁独自の政府調達セミナーを開催し、新規業者の参入促進を図る。 	継続	-	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省主催(R5.6.13開催)の政府調達セミナー（オンライン）に参加した。 ・警察庁独自の政府調達セミナーについて、集合形式での開催は見送り、希望者に対して資料配付を行い新規事業者の参入促進を図った。 																																
<p>[特定調達契約審査委員会の審査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項本文に掲げる調達契約のうち随意契約予定案件については、随意契約の適正な運用を図るため、「特定調達契約審査委員会」において契約方法、契約条件等の適否を審査する。 	継続	-	<ul style="list-style-type: none"> ・特定調達契約審査委員会の審議結果により、随意契約であっても公募を実施することで、常に競争参加の機会を設けている。 																																
<p>[人材育成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁等が実施する会計監査及び会計経理指導等の内部監査において、適切な会計経理や調達改善の取組状況を点検し、適切な指導教養を行う。 ・警察庁内担当者向けの調達情報掲示板の充実を図るなど、担当者の能力向上に資する基盤整備に努める。 ・警察庁等が実施する研修はもとより、他省庁が主催の研修にも会計事務職員を積極的に参加させることにより、適切な会計経理の認識と、高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。 ・対面だけでなくオンライン等も活用した指導教養を行う。 	継続	-	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁が実施する会計監査及び会計経理指導等において、調達事務に従事する担当者の事務処理の向上のための指導教養・情報発信を行った。 																																
		-	<ul style="list-style-type: none"> ・警察本部及び警察署の会計職員を対象としたオンライン会計実務研修を実施し、会計業務スキル向上や調達改善の意識向上を図った。 																																

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間：令和5年4月1日～令和5年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【藤森 恵子 委員・公認会計士】

意見聴取日【10月26日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>・令和5年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>取り組みの進捗度が全てAとのことで、目標通りの改善が進んでいることがわかり、高く評価いたします。ただし、「デジタル化の推進」においては、電子入札率が54%と昨年が55%であったことからほぼ横ばいといった結果となっており、改善が必要と考えます。同時に、電子契約については、件数、比率共に大幅に改善しているものの、全体の割合は21%にとどまっています。電子契約について業者側に抵抗感があるとのコメントがありますが、民間企業では既に、70%近くが何かしらの方法で利用したことがあるとの回答もあり、周知に努めると共に、他の原因によることがないかも、再度確認をお願いしたいと思います。</p>	<p>・引き続き改善に向けた取組について多角的な視点から検討を進めてまいります。</p> <p>・電子契約については、業者側への更なる周知徹底を行い、また、業者側にアンケートやヒアリングを行い電子契約の推進に努めてまいります。</p>

外部有識者の氏名・役職【内山 融 委員・東京大学教授】

意見聴取日【10月31日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>・令和5年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>新規事業者への声かけ、仕様の見直し、入札不参加者へのアンケート結果の分析等により一者応札の改善に取り組んでいること、一者応札となった案件について競争性を確保する努力が行われていること等を高く評価したい。引き続き取り組みを進めていただきたい。</p> <p>一方、電子入札の割合が54%と半分強であるが、この割合を高めるよう一層の努力が必要と思われる。また、調達に必要な専門性の涵養に一層力を入れていただきたい。</p>	<p>・今回の自己評価結果を踏まえ、今後も引き続き本庁及び地方が一体となって調達の改善に向けて継続的に取り組んでまいります。</p> <p>・電子入札については、電子契約の利用促進とあわせて、積極的に業者側へ周知、問題点を検討し改善に努めてまいります。</p>

外部有識者の氏名・役職【石川 剛 委員・弁護士】

意見聴取日【11月1日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>・令和5年度上半期の自己評価結果をご覧いただき、警察庁の調達改善計画を推進する上で、今後の課題又は改善策につきまして、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>・一者入札の改善について、課題を認識した上で、アンケートの実施など、改善に向けた着実な努力が継続されていると思います。引き続きご努力ください。</p> <p>・かねてより委員から指摘のある、いわゆる「ベンダーロックイン」の発生が疑われる案件の仕様書を分析し、その案件数や、一者調達とならざるを得ない特徴や改善方法をご検討いただければと思います。</p> <p>・犯罪捜査の手段（特に犯罪立証のための証拠）に関わる物品の調達については、合理的な金額での調達に努めることを前提としつつ、被疑者・被告人の人権制約の手段として使用されることを意識し、全国的に同じ性能の物品が公平に配分されるような調達にご留意ください。</p>	<p>・調達の公正性、透明性及び経済性を図るため、一者応札となった案件の課題を明らかにしてその実効的な解決策を模索し、引き続き一者応札の改善に努めてまいります。</p> <p>・特殊な仕様等により一者応札が継続している案件についても、市場調査等による新規業者への声かけや専門的意見に基づく仕様の見直しなどをより一層推進し、一者応札の改善に努めてまいります。</p> <p>・犯罪捜査の手段に関わる物品の調達については、合理的な金額で調達し、また、全国的に同じ性能の物品が公平に分配できるよう検討し、改善に向けた取組について多角的な視点から検討を進めてまいります。</p>